

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 ハンセン病療養所入所者の方々は、長年にわたり、隔離された生活を強いられてきたため、故郷との絆が途絶えている。今回契約を締結する「ハンセン病療養所入所者交流促進事業」は、故郷とハンセン病療養所入所者との絆の復旧の一環として、ハンセン病療養所入所者の希望にきめ細かく対応するため、里帰り事業等を委託するもの。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 今回委託する「ハンセン病療養所入所者交流促進事業」は、ハンセン病療養所入所者一人ひとりの意向や希望を把握し、それらを実現していく事業である。また、ハンセン病に対しては、今なお根深く偏見・差別が残っており、事業を行うに当たっては、これらの事情を十分理解した上で行う必要がある。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明 ハンセン病療養所入所者の方一人ひとりの意向や希望を丁寧に汲み取り、真に思いに沿う形で実現させていくためには、人権問題について理解を有し、かつ長年にわたる交流を通じて入所者の人柄を熟知し、信頼関係を構築している人材による事務の実施が不可欠である。 （社福）岐阜県社会福祉協議会は、岐阜県ボランティア・市民活動支援センターを擁し、県内全域においてボランティアを活用したノウハウを持っている団体である。従来から人権問題等にも積極的に取り組んでおり、幾度にも及ぶ地元への里帰り支援等の交流経験を通じて、各地に入所者から厚い信頼を得たボランティア人材を有しており、本事業の円滑な実施が期待できる。他にこうした団体はないため、委託先は、（社福）岐阜県社会福祉協議会しかない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。